

創造・参加・実践

西日本旅客鉄道労働組合

広島地方本部

発行責任者 石松 大介

編集責任者 好永 惇弥

No.423

2023年11月20日

JR西労組ひろしま

広島市東区上大須賀町16-1
新幹線西高架下3F
J R (081)2473,2474
NTT (081)261-6614

本部対話集会を両県で開催！

広島地本は、十月十九日(木)新山口新幹線保線区大会議室において山口県側、十月二十日(金)広島新幹線保線区講習室において広島県側の本部対話集会を開催しました。労働協約改訂交渉妥結を受けて開催された本集会には、中央本部より山口県側に川端副委員長、中村業務部長、広島県側には山口県側にお越しいただいたお二人に加え杉野部長を招き、集まった組合員に妥結内容を周知するとともに、質疑応答で真摯な議論を交わしました。

主な妥結内容

・事前通知の一部見直し
社員の生活設計への更なる配慮を目的に、会社が転勤等を命ずる場合の事前通知について、現在「発令の日の十日前」としているところ、「発令の日の十四日前」に見直しを行う。
(二〇二三年十一月一日を発令日とする事前通知より適用)

・「配偶者同行制度(異動)」の新設
「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア内に転居が必要となった社員が、離職せずに配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続し活躍することを支援する制度として、「配偶者同行制度(異動)」を新設する。本制度の適用を希望する者は、事由発生後一年以内に申し出を行うこととし適用条件に合致し、会社が認められた場合は準備でき次第、異動を実施する。

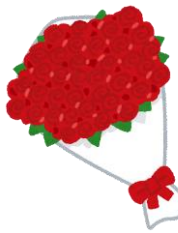
・「配偶者同行休職」の新設
「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア外への転居が必要となった社員が、離職せずに配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続し出職を行うこととし、その期間は暦月単位で三年(三十六箇月)を上限とする。なお、休職期間中の賃金等の取扱いについては、自己都合休職と同様の取扱いとする。
(二〇二三年十一月一日以降準備出来次第、申請受付開始)

・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う勤務等の一時的な取扱い」の恒久化等
(一) 半休の取扱い
「半休は各年度に十回以内(暦日単位)に換算して五日以内」を限度に付与する。」と規定している十回以内とする上限回数を撤廃する。
(二) 看護休暇の取扱い
「二〇二三年十月一日から適用」

・「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」について
規程第四十一条第一項に規定する「その他やむを得ない事由」として認めることとする。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合、同条に定める「通勤時間又は勤務箇所到着から所定の始業時刻までの時間が、十五分以上短縮できる場合とする。」にかかわらず、認めることができるものとする。
(二〇二三年十月一日から適用)

・「フレックスタイム制の取扱い(始業時間帯の撤廃)」
「始業時間帯については〇時から十四時まで、終業時間帯については十一時から二十四時まで」と規定している始業時間帯の制限を撤廃する。
(二〇二三年十月一日以降、新たに開始となる勤務から適用)

・「女性特有の健康課題に対する支援(フェムテックの導入等)」について
(一) フェムテックの導入
男女ともに女性の健康への理解を深めるとともに、女性社員等が健康課題に気付き、医学的な対策等につなげやすくするため、次の社外サービスを導入する。フェムテック導入に伴う提携会社やアプリ等の詳細については分かり次第お知らせ。
(二) リテラシー向上のための専門家による研修等の実施
※男性社員等も対象とする
○気軽に専門的なアドバイスを受けられるオンライン診療や、セルフチェック等ができるサービス(アプリ)の導入
(三) 婦人科検診車を活用した検診機会の拡大
女性社員等が婦人科を受診しやすくすることを目的に、京阪神地区エリア以外に子宮頸がん検診が可能な婦人科検診車の派遣を行うとともに、産業保健スタッフや健康相談を受け付ける機会もあわせて設定する。
※広島エリアは来年度実施予定
※その他、詳細・解説については業務速報を参照ください。



「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う勤務等の一時的な取扱い」の恒久化等
(一) 半休の取扱い
「半休は各年度に十回以内(暦日単位)に換算して五日以内」を限度に付与する。」と規定している十回以内とする上限回数を撤廃する。
(二) 看護休暇の取扱い
「二〇二三年十月一日から適用」



・「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」について
規程第四十一条第一項に規定する「その他やむを得ない事由」として認めることとする。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合、同条に定める「通勤時間又は勤務箇所到着から所定の始業時刻までの時間が、十五分以上短縮できる場合とする。」にかかわらず、認めることができるものとする。
(二〇二三年十月一日から適用)

・女性特有の健康課題に対する支援(フェムテックの導入等)について
(一) フェムテックの導入
男女ともに女性の健康への理解を深めるとともに、女性社員等が健康課題に気付き、医学的な対策等につなげやすくするため、次の社外サービスを導入する。フェムテック導入に伴う提携会社やアプリ等の詳細については分かり次第お知らせ。
(二) リテラシー向上のための専門家による研修等の実施
※男性社員等も対象とする
○気軽に専門的なアドバイスを受けられるオンライン診療や、セルフチェック等ができるサービス(アプリ)の導入
(三) 婦人科検診車を活用した検診機会の拡大
女性社員等が婦人科を受診しやすくすることを目的に、京阪神地区エリア以外に子宮頸がん検診が可能な婦人科検診車の派遣を行うとともに、産業保健スタッフや健康相談を受け付ける機会もあわせて設定する。
※広島エリアは来年度実施予定
※その他、詳細・解説については業務速報を参照ください。